

寒川町非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

令和7年3月28日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第9号

寒川町非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

寒川町非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年寒川町条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「81,900円」を「125,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。